

重要事項説明書（短期入所生活介護【介護予防】サービス）

2025年11月改訂版

当施設が提供する指定介護福祉施設サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 施設の概要

事業者の名称	ひかりの園
所在地	浜松市中央区根洗町681番地の5
電話番号	053（437）8289
法人種別	社会福祉法人
代表者の職・氏名	理事長 栗本 昌紀（くりもと まさのり）

施設名	第三静光園いこいショートステイサービス	第三静光園あかりショートステイサービス
施設の住所	浜松市中央区根洗町681番地の4	
介護保険事業者番号	2277100109	2277203796
施設長氏名	栗本 昌紀（くりもと まさのり）	
電話番号	053（436）8888	
ファクシミリ番号	053（437）8290	

2 施設職員の概要（介護老人福祉施設第三静光園いこい・あかりの職員が当たる）

施設名	第三静光園いこいショートステイサービス	第三静光園あかりショートステイサービス
管理者	1名 兼務	1名 兼務
医師	1名 非常勤兼務	1名 非常勤兼務
看護職員	2名以上 常勤換算で	2名以上 常勤換算で
介護職員	16名以上 常勤換算で	12名以上 常勤換算で
栄養士	1名 兼務	1名 兼務
介護支援専門員	1名 生活相談員兼務	1名 生活相談員兼務
機能訓練指導員	1名 看護師兼務	1名 看護師兼務

※兼務：いこいとあかりを兼務

3 施設の設備概要

施設名	第三静光園いこいショートステイサービス	第三静光園あかりショートステイサービス
定員	4名	10名
居室	4人部屋 2人部屋 個室	1 2 ユニット個室 10
浴室	個人浴槽 リフト浴槽 特殊浴槽	2 1 1 個人浴槽 リフト浴槽 特殊浴槽 1 1 1
その他	医務室 静養室 食堂リビング 相談室 地域交流スペース	1 1 2 あかりと共に あかりと共に 医務室 静養室 食堂リビング 相談室 地域交流スペース いこいと共に いこいと共に 1 1 1 1 1

4 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

サービスの種類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂リビング等で食べていただけるよう配慮します。利用者の状態や要望により、食事場所や時間を配慮します。 <p>【食事時間】 朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎食後には、利用者の身体状況に配慮した適切な口腔ケアを援助します。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 週2回以上の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え、整容等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のためにできる限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 緊急等必要な場合にはご家族に連絡し、かかりつけ医等に受診していただきます。（夜間に連絡させて頂く場合があります。ご承知下さい）
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>【相談窓口】生活相談員 永田・鈴木・池上</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
送迎 (通常事業範囲)	<ul style="list-style-type: none"> 浜松市内下記地域 往復1時間以内を目安とする <p>※上記の内、利用者の身体に負担がかからない所要時間の範囲内（利用者の状態及びご家族等の状況によって検討させていただきます）</p>

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
理 容	・毎月理容店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
日常生活品の購入代行	・入居者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、ご相談ください。 ・原則、ご家族にてお願ひいたします。

(3) 施設行事計画

月	行 事 名
4月	お花見、家族会
5月	端午の節句
6月	開園記念日、ゲーム大会、
7月	七夕祭、祖先供養、夏祭り、土用の丑の日
8月	夕涼み、入居者と家族・地域とのふれあい月間
9月	防災の日、敬老家族会、お月見、彼岸、敬老週間
10月	ゲーム大会、お月見、芋煮会
11月	社会福祉入所施設防災の日、追悼式
12月	もちつき大会、クリスマス、大掃除、年越し
1月	新年祝賀式、書初め、初詣、七草、鏡開き、小正月
2月	節分鬼除式、賀の祝
3月	桃の節句、彼岸

5 各種委員会

第三静光園では以下の委員会を設け、職員の所属部署を超えた横断的なチームケアの提供に努めます。

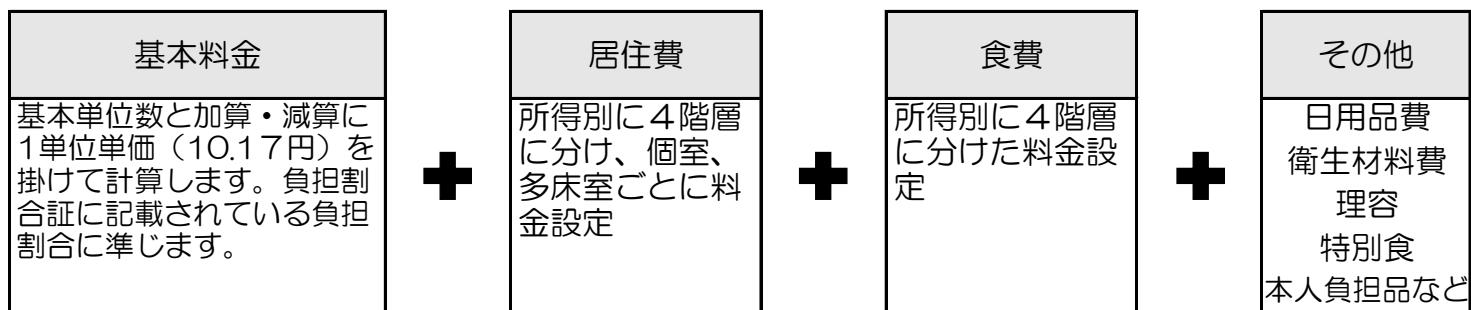
No.	委員会の名称	主な活動内容
1	身体的拘束 虐待防止委員会	身体拘束・虐待に関する事柄を検討し、拘束・虐待をしないために話し合いを行い、職員間の情報共有や研修などを通じて防止のために活動します。
2	事故防止委員会	事故の発生又はその再発防止するため、事故報告書・ヒヤリハットの分析を行い、改善策を話し合います。
3	感染症対策委員会	衛生管理活動として、インフルエンザ、ノロウィルス、新型コロナウィルス感染症に関する手引きを作成し、手引きに基づき対応をしています。また、褥瘡予防についても話し合いを行います。感染症発生時において利用者に対する生活介護の提供を継続的に実施するためのBCPを策定し必要な措置を講じます。年に2回以上演習や研修を行います。
4	防災委員会	利用者及び園内外の防災について訓練及び計画検討します。非常災害の発生時において、利用者に対する生活介護の提供を継続的に実施するためのBCPを策定し必要な措置を講じます。年に2回以上演習や研修を行います。

6 利用料

利用者はサービスの対価として、下記の利用規定に基づき計算された月毎の計算額をお支払いいただきます。

- ① 介護報酬に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。また、利用者の要介護状態区分に変更があった場合は、変更後の要介護度が適用される日から新しい負担額に変更することとなります。
- ② 基本料金の負担については、保険者から送付される「負担割合証」に記載された割合（1～3割）に基づきご負担いただきます。なお、介護保険者証に支払い方法の変更の記載がある場合は、その割合に基づくご負担をお願い致します。

利用料算出のイメージ



6 利用料

(1) 法定給付

区 分	内 容
法定代理受領の場合	・介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの介護保険負担割合証表示割合)
法定代理受領でない場合	・介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準額に同じ)

(2) 法定外給付

区 分	内 容	
居住費※	第三静光園いこいショートステイサービス ・多床室 915円／日 ・個室 1,231円／日	第三静光園あかりショートステイサービス ・個室 2,066円／日
食 費※	・1,700円／日 (朝食380円、昼食680円、おやつ110円、夕食530円)	

※ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている金額

(3) 利用者の選定により提供するもの

区 分	内 容
特別な食事	・要した費用の実費
日常生活に要する費用で 本人に負担していただく ことが適当であるもの	・希望外出費 ・行事参加費 ・その他、入居者及びご家族等とご相談の上、必要と認めた費用

(4) 料金の支払い方法

あなたが当施設に支払う料金の支払い方法については、月ごとの精算とします。毎月15日までに前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、月末までにお支払いください。支払方法は、銀行振込または口座自動引き落としのどちらかをご契約の際に選んでください。

(5) その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているためサービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日あなたの保険者である市町村の窓口に提出して差額（介護保険適用部分の9割）の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ・ あなたが居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合には、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。尚、居宅介護サービス計画をまだ作成していない場合には、当事業所の担当職員が短期入所生活介護サービスについてご説明します。
- ・ この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業所の管理者が介護サービス計画を作成し、サービスの提供を開始します。（入所期間が短い場合には作成しないことがあります）

(2) 利用の継続

- ・ 初回後も、サービスを利用する場合は担当ケアマネージャーに利用日を伝えてください。担当ケアマネージャーと当事業所の連携のもと利用日を確定します。原則的に直接の申込みは受けられません。

(3) サービスの終了

イ 当施設の都合でサービスを終了する場合

- ・ 人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了の30日前までに、文書によりあなたに通知します。

ウ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・ あなたが他の介護保険施設に入所した場合。
- ・ あなたが要介護度が非該当（自立）と認定された場合。
- ・ 介護老人福祉施設の機能を超えた継続的な医療の提供が必要となった場合。
- ・ あなたが亡くなったとき。

エ その他

- ・ 当施設が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・ あなたがサービスの利用料金を滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず3ヶ月以上支払わないとき、あなたが当施設に対してこの契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

身元引受人及び扶養者の義務

当事業所は、契約締結にあたり、利用者に対し、身元引受人をお願いすることになります。

①利用者が疾病等により医療機関に受診または入院する場合、受診付き添い、入院手続きが円滑進行するように当事業所に協力していただきます。

②利用者が利用中に死亡した場合、遺留金品の処理及びその他必要な措置を講じていただきます

③身元引受人に変更がある場合、当事業所へご連絡ください。

7 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> 面会時間は8:30～17:30です。必ずその都度職員に届け出てください。 新型コロナウィルス感染症、インフルエンザ等感染症の予防のため、面会及び下記の外出・外泊を見合わせていただく場合があります。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> 外出、外泊の際は必ず行き先と帰園時間をお知らせください。
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙は決められた場所でお願いいたします。原則、飲酒はできません。
迷惑行為	<ul style="list-style-type: none"> 騒音等他の入居者に迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにお願いいたします。
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> 貴重品の持ち込みは原則としてお断りしています。やむを得ない理由で所持される場合には施設で管理させていただく場合があります。
現金等の管理	<ul style="list-style-type: none"> お小遣い相当額以外は施設で管理させていただきます。
宗教政治活動	<ul style="list-style-type: none"> 施設内での他の入居者に対する布教活動、政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

8 非常災害対策

非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 別途定める「特別養護老人ホーム第三静光園 消防計画」に則り、対応を行います。 			
近隣との協力	<ul style="list-style-type: none"> 同法人の根洗寮や地域住民と相互に連携していくように努めます。 			
平常時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> 別途定める「特別養護老人ホーム第三静光園 消防計画」に則り、毎月1回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。また、利用者の方にも参加していただく場合もあります。 			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	自動火災通報装置	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知器	あり		
消防計画等	消防署への届出日 防火管理者氏名	平成27年 4月 1日 鈴木健太		

9 苦情処理

あなた及びご家族等は、当施設の指定介護福祉施設サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。あなたは、当施設に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けませ

- 第三静光園苦情相談窓口 窓口担当者 永田・鈴木・池上
【ご利用時間】 月曜日～金曜日 8:30～18:30
【ご利用方法】 電話又は面接（面接をご希望の場合は事前にお電話ください）
- 苦情担当第三者委員 萩野英子（元民生委員） 053-436-0982
- 住民登録されている市・区・町の介護保険担当窓口
 静岡県福祉サービス適正化委員会 054-653-0840

10 第三者による評価

第三者評価の実施状況 実施しておりません。